

# 金沢市住宅火災復旧支援利子補給金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災り災者の住宅再建に係る負担を軽減し、かつ、住宅火災後の良好な住環境の確保に資するため、復旧資金を金融機関等から借り入れた場合に、予算の範囲内において利子補給金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 火災り災者 次に掲げる者をいう。

ア 延焼り災者 火元からの延焼により自ら居住する住宅が火災の被害を受けた者で、り災証明によってその損害の程度を示すことができるもの

イ 火元り災者 自ら居住する住宅が火元である火災により当該住宅が被害を受けた者で、り災証明によってその損害の程度を示すことができるもの

(2) 復旧資金 本市内の住宅に居住する者が火災によって当該住宅に受けた被害の復旧に要する資金をいう。

(利子補給金の対象者)

第3条 金沢市住宅火災復旧支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、故意によらない火災り災者又は火災り災者の親族であって、復旧資金の全部又は一部を金銭消費貸借契約により金融機関等から借り入れるものとする。

(利子補給金の対象借入金)

第4条 利子補給金の対象となる借入金は、次の各号に掲げる火災り災者の区分に応じ、当該各号に定める借入金とする。

(1) 延焼り災者 り災住宅（全焼又は半焼のり災証明が発行されたり災住宅に限る。）

の建替工事（建替前のり災住宅の解体・撤去工事を含む。）又は修繕工事（原状復旧に係る工事に限る。）の資金に充てる借入金（以下「原状復旧借入金」という。）

(2) 火元り災者 り災住宅の解体、撤去、整地等の資金に充てる借入金（以下「解体借入金」という。）

2 利子補給金の対象となる借入金の額は、原状復旧借入金にあっては2,000万円、解体借入金にあっては250万円を限度とする。ただし、火災保険金等で損害が補填される場合は、本文に規定する額から当該火災保険金等による補填額を控除した額を限度とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の交付額は、借入金に関し、第11条に定める交付申請の対象となる期間に支払った利子の総額（以下「支払利子額」という。）とする。ただし、金銭消費貸借契約の利率（以下「契約利率」という。）が年2.5%（以下「上限利率」という。）を超えるときは、次に掲げる算式により得られる額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

利子補給金の交付額＝支払利子額×上限利率÷契約利率

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、借入金の第1回目の償還日から、当該償還日から起算して5年を経過する日又は第60回目の償還が終了する日のいずれか早い日までとする。

(利子補給金の承認申請)

第7条 利子補給金の承認の申請を行おうとする者は、金融機関に原状復旧借入金又は解体借入金の申し込みをした後に、住宅火災復旧支援利子補給金承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利子補給金の承認)

第8条 市長は、前条の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めて承認したときは、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に当たって、必要な条件を付することができる。

(利子補給金の変更承認申請)

第9条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「承認取得者」という。）は、当該承認の後において、当該承認を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに住宅火災復旧支援利子補給金変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(利子補給金の交付申請)

第10条 承認取得者は、当該承認を受けた利子補給金の支払いを受けようとするときは、住宅火災復旧支援利子補給金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請の時期)

第11条 前条の規定による交付申請書の提出は、1月1日から12月31日までの間に償還を行ったものについて、翌年の1月31日までに行わなければならない。

(利子補給金の交付決定及び額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による交付申請書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適正であると認めるときは、利子補給金の交付決定及びその額の確定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の承認の取消し)

第13条 市長は、次に掲げる場合は、第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 火災が承認取得者の故意又は重大な過失によるものと認められた場合
- (2) 承認取得者が書類に虚偽の事項を記載していたと認められた場合
- (3) 利子補給金の交付に関して不正の行為があったと認められた場合

(利子補給金の交付の打切り)

第14条 市長は、承認取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 承認取得者が借入額についての償還を完了したとき。
- (2) 承認取得者が死亡し、又は利子補給金の交付に係る住宅の所有権を移転したとき。

ただし、現に承認取得者と同居していた親族が当該借入金に係る債務及び当該住宅の所有権を相続し、かつ、引き続き居住する場合を除く。

- 2 利子補給金の交付の打切りは、当該事由の発生した日をもってその効力を発生する。
- 3 市長は、利子補給金の交付の打切りを決定したときは、承認取得者にその旨を通知するものとする。

(繰上償還)

第15条 承認取得者は、繰上償還を行ったときは、住宅火災復旧支援利子補給金に係る繰上償還報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の返還)

第16条 市長は、第13条の規定により利子補給金の承認を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、調査及び指示)

第17条 市長は、利子補給金の交付に関し、必要があると認めるときは、承認取得者に対し報告を求め、当該住宅に係る帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(適用除外)

第18条 市長は、次に掲げる者には、利子補給金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による利子補給金を受けた者
- (2) 住宅の再建に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受ける予定である者

(雑則)

第19条 この要綱で定めるもののほか、利子補給金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）金沢市長

（申請者）現住所

氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号（ ） ー

住宅火災復旧支援利子補給金承認申請書

住宅火災復旧支援利子補給金の承認を受けたいので、金沢市住宅火災復旧支援利子補給金交付要綱第 7 条の規定に基づき申請します。なお、承認に必要な火災に関する記録及び火災保険の加入状況を市長が調査することに同意します。

記

加入火災保険	保険名：		保険金額：	円
借入先				
金利種別	変動金利 ・ 固定金利 ( ) 年		返済方式	元利均等 ・ 元金均等
利子補給利率	契約利率と 2.5%のいずれか低い方		契約利率	
	%		%	
借入額		利子補給対象借入額		
融 資 内 訳	毎月分		返済期間	
	ボーナス分		第 1 回返済日	
約定返済日		ボーナス返済月		
損害程度		り災証明番号		
被災者本人との続柄		復旧区分	購入 ・ 新築 ・ 修繕 ・ 解体	

添付書類

1. 金銭消費貸借契約書（写）
2. り災証明（写）
3. 建物の登記事項証明書
4. 建替、修繕、解体工事の計画書
5. 火災保険証書、保険金額通知（写）
6. 返済予定表
7. 住民票の写し

年 月 日

（宛先）金沢市長

（申請者）郵便番号

現住所

氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号（ ） ー

住宅火災復旧支援利子補給金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた住宅火災復旧支援利子補給金の  
変更について承認を受けたいので、金沢市住宅火災復旧支援利子補給金交付要綱第 9 条  
の規定に基づき申請します。なお、承認に必要な火災に関する記録を市長が調査するこ  
とに同意します。

記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

添付書類：変更内容を証する書類（写）

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

（申請者）郵便番号

現住所

氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号（ ） ー

住宅火災復旧支援利子補給金交付申請書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた住宅火災復旧支援利子補給金を下記のとおり交付されたく、金沢市住宅火災復旧支援利子補給金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。なお、承認に必要な火災に関する記録を市長が調査することに同意します。

記

1. 交付申請総額 円

2. 交付申請計算書 様式第3号別紙のとおり

交付申請計算書

(借入者)

現住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

借入日 年 月 日

償還開始日 年 月 日

融資額 円

償還実績表

償還月	償還日	償還額			返済後残高
		元金	利子	適用利率 (%)	
1	年 月 日				
2	年 月 日				
3	年 月 日				
4	年 月 日				
5	年 月 日				
6	年 月 日				
7	年 月 日				
8	年 月 日				
9	年 月 日				
10	年 月 日				
11	年 月 日				
12	年 月 日				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

代表者

(署名又は記名押印)



様式第 4 号（第15条関係）

住宅火災復旧支援利子補給金に係る繰上償還報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

（申請者）郵便番号

現住所

氏 名

電話番号（ ） ー

さきに承認を受けた住宅火災復旧支援利子補給金に係る金融機関の住宅融資金につき、別表のとおり繰上償還を行いましたので、金沢市住宅火災復旧支援利子補給金交付要綱第15条の規定に基づき報告します。

別表

氏名	
利子補給金承認年 月日	
承認番号	第            号
繰上償還年月日	
約定返済日	
繰上償還額	

金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年    月    日

取扱金融機関・店舗名

(署名又は記名押印)